



利益相反ポリシー

利益相反ポリシー

はじめに

Errante Securities (Seychelles) Ltd（以下「**当社**」）は、セーシェル金融庁（Financial Services Authority Seychelles、以下「**FSA**」）の規制および認可を受けた証券ディーラーライセンス保有企業であり、ライセンス番号はSD038です。

当社は、FSAの証券法および証券規則（随時改正されるものを含む）に基づいて運営されています。

目的

本「利益相反ポリシー」（以下「**本ポリシー**」）の目的は、Errante Securities (Seychelles) Limited（以下「**当社**」）が、その事業規模、組織構成、業務の性質および複雑性に応じて、業務に関連して発生する利益相反を特定・管理・統制し、必要に応じて開示するために定めた手続きを文書として明確化することにあります。これにより、顧客に不利益が生じるリスクや、法的責任、規制当局からの制裁、当社の商業的利益や評判への損害を軽減することを目的としています。

法的枠組み

2007年証券法（Securities Act 2007）に基づき、当社は利益相反に関するポリシーを策定・実施・維持しなければならず、利益相反の検出および回避に関する情報を提供することが求められています。ここでいう利益相反とは、当社自身（管理職、従業員、その他関連する者を含む）、またはそれらの者と直接的または間接的に支配関係にある者と、顧客との間、あるいは顧客同士の間で、投資サービスおよび付随サービスの提供過程で生じる可能性のある利益相反を指します。

ポリシー

当社は、利益相反のリスクを伴う業務に従事する関係者間における情報のやり取りを防止・管理・統制するために、適切なポリシーおよび対策を策定しています。

利益相反の管理

特定

利益相反とは、当社または個人が、その職務上または公的な立場を利用して、法人または個人的な利益を得る可能性があるあらゆる状況を含みます。

利益相反が発生する可能性のある状況には、以下が含まれます。

- I. 当社または関係者、もしくは当社と直接または間接的に関係のある者が、顧客の不利益となる形で金銭的利益を得る、または損失を回避する可能性がある場合。

- II. 当社または関係者、もしくは当社と直接または間接的に関係のある者が、顧客に提供されるサービスの結果、または顧客のために行われる取引の結果において、顧客の利益とは異なる独自の利害関係を持つ場合。
- III. 当社または関係者、もしくは当社と直接または間接的に関係のある者が、ある顧客または顧客グループの利益を他の顧客の利益よりも優先させる金銭的またはその他の動機を持っている場合。
- IV. 当社または関係者、もしくは当社と直接または間接的に関係のある者が、顧客と同一の事業を営んでいる場合。
- V. 当社または関係者、もしくは当社と直接または間接的に関係のある者が、顧客以外の者から、金銭、物品、サービス等の形で標準的な手数料や報酬以外の報奨を受け取っている、または受け取る予定である場合。

当社における「関係者」とは、以下のいずれかに該当する者を指します。

- i. 当社の取締役会のメンバー、パートナー、またはそれに相当する者
- ii. 当社の取締役会のメンバー、パートナー、またはそれに相当する者（重複していますので、修正します）
- iii. 当社の従業員、ならびに当社の管理下でサービスを提供し、投資サービスの提供または投資活動の実施に関与する個人
- iv. 当社にサービスを提供する、または投資活動を実施することに直接関与する個人

利益相反が発生した場合、影響を受ける当事者は、当社、従業員、または顧客である可能性があります。具体的には、以下の間で利益相反が発生することがあります。

- a. 顧客と当社の間
- b. 当社の 2 人の顧客の間
- c. 当社とその従業員の間
- d. 当社の顧客と従業員/マネージャーの間
- e. 当社内の部門間

利益相反はさまざまな状況で発生する可能性があります。例えば、以下のような場合です。

- 当社が顧客の特定の注文を実行することで、全体的な財務損失を被るか、または財務損失を回避す

る可能性がある場合。

- 当社が顧客の特定の注文を実行しないことで、全体的な財務利益を得る可能性がある場合。
- 市場が特定のタイミングや方向に動き、顧客の注文を実行することで当社に財務的な損失が生じる場合。
- 当社のヘッジ政策が市場の動きによって悪影響を受け、その結果、財務損失を避けるために顧客の注文が拒否される場合。

独立性

当社は、以下の措置を講じて、必要な独立性の確保を図っています。

- I. 利益相反のリスクを伴う活動に従事している関係者間での情報交換を防止または管理するための措置（例：情報の隔離措置を設定すること）。
- II. 顧客の利益が衝突する可能性がある場合、または当社を含む異なる利益を代表する関係者について、主な業務が顧客のために行われるか、顧客にサービスを提供する場合、これらの関係者に対して別々の監督を行うこと。
- III. 利益相反が発生する可能性がある活動に関連する関係者の業務報酬と、異なる業務に従事する関係者の業務報酬や収益の間に直接的な関連を排除すること
 - 1) ディーリングルームの従業員は、顧客の業績と報酬を関連付けません。
 - 2) 関係者が投資活動や付随的なサービスの提供において不適切な影響を行使することを防止または制限する措置を講じます。加えて、個人のボーナスを決定または影響を与える人物が、その人物の判断の誠実さに過度の影響を与えることを防ぎます。
 - 3) 関係者が、顧客の注文の受付や伝達、ポートフォリオの意思決定、パフォーマンス計算など、別々の投資活動や付随的なサービスに同時または順次関与することを防止または管理するための措置を講じます。

当社の上級管理職は以下の責任を負うものとします。

- a.利益相反の識別、管理および継続的な監視のための方針、手続き、および取り決めの実施に完全に関与すること。
- b.潜在的および新たに発生する利益相反を、事業部門間を横断して識別し、重要性に関して十分な判断が行われるように、包括的な視点を採用すること。
- c.関係者への意識向上とコンプライアンスの確保：新人研修およびリフレッシュ研修を含む定期的なトレ

ーニングを実施し、方針、手続き、期待事項を明確に伝えること；利益相反手続きに関する意識がパフォーマンス評価プロセスの一部となることを確保し、ベストプラクティスを当社全体で共有すること。

d.強力なシステムとコントロールを支援し、リスク管理および軽減のための戦略とコントロールが適切で効果的であり続けることを保証するために、定期的なレビューを実施し、必要に応じて顧客に対して適切な警告および開示を行うこと。

e.経営情報を活用して、常に最新の情報を取得し、理解していること。

f.現在のプロセスおよび手続きに対する独立したレビューをサポートすること。

Chinese Walls

当社は、法的要件に従い、部門間で十分な Chinese Walls（情報遮断措置）を構築し、責任の明確な線引きを確立しました。これにより、ある業務を遂行する過程で得た情報が、別の業務を遂行している者によって利用されたり、漏洩されたりしないようにしています。

特に、情報の流れが制限されるように物理的な障壁を設け、情報および文書へのアクセスを制限し、業務を遂行する過程で特定の従業員間でのコミュニケーションを制限しています。

利益相反の開示

当社が利益相反を管理するために講じた措置が、顧客の利益が損なわれるリスクを合理的に防止するために十分でない場合、当社は顧客の利益が損なわれるリスクを防ぐために、利益相反を顧客に開示します。取引を実行する前や、顧客に投資サービスまたは付随サービスを提供する前に、当社は実際のまたは潜在的な利益相反を開示する必要があります。開示は、十分な時間をもって、かつ永続的な方法で行われます。

利益相反の報告

利益相反の可能性が確認された場合、社員はまず直近の上司に報告し、リスク評価を支援してもらう必要があります。その後、規制当局による審査が可能なように、以下の内容を含む通知フォームを完成させ、詳細と共に送信します。

- 是正措置および予防措置
- これらの措置が適切と考えられた理由
- 課された条件
- 現在も利益相反が続いているか、どのように管理され、顧客に通知されているか

記録の保持

FSA の要件に従い、当社は、利益相反のリスクが生じ、顧客の利益に損害を与える可能性がある投資や付随的サービス、投資活動の種類に関する記録を保持しており、これらは定期的に監視および更新されています。

利益相反が発生した場合、その事実は当社の CEO およびコンプライアンス責任者に報告され、彼らが利益相反の記録を保持する責任を負います。

開示

利益相反が発生し、当社がそのことを認識している場合、当社は、当該顧客に対して投資業務を行う前に、その利益相反を開示します。また、もし利益相反を管理するための開示が適切でないと判断した場合、当社はその取引または問題を進めない選択をすることがあります。

当社は、本ポリシーおよびその取り決めについて、少なくとも年に一度は評価・定期的に見直し、必要に応じて、当社の判断で適切な変更を加える権利を保有しています。